

2021年 日本大学法学部・学生フォーラム

模擬裁判

～ファッションブランド

『*Flèche de lapin*』

Tシャツイラスト事件～

判決文

知的財産法藤田ゼミナール第7期生

令和3年11月3日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 神谷 脩輔
平成31年(ワ)第1288号 著作権侵害差止等請求事件
口頭弁論終結日 令和3年9月10日

判 決

原 告	西 川 世 名
同訴訟代理人弁護士	甲 佐 あ ま ね
同	鈴 木 拓 道
同	高 久 圭 悟
同	秀 島 加 姫
被 告	株 式 会 社 Theta
上記代表者代表取締役	倉 田 英 弥
上記訴訟代理人弁護士	勇 早 希 子
同	岩 永 飛 鳥
同	倉 田 真 弥
同	塩 月 諒 大
同	中 田 大 空

主 文

- 1 被告は、別紙「被告イラスト目録」記載のイラストを翻案又は公衆送信してはならない。
- 2 被告は、別紙「被告イラスト目録」記載イラストを使用した別紙「被告Tシャツ目録」記載の商品を廃棄せよ。
- 3 被告は、別紙「写真の著作物目録」記載の写真に関する画像データを記録した記録媒体から、当該データを削除せよ。
- 4 被告は、原告に対し、金400万円および本件訴状送達の日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 5 原告のその余の請求を棄却する。
- 6 訴訟費用は被告の負担とする。
- 7 この判決は、第4項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告の販売する訴状別紙の被告イラスト目録のイラストを付随させた T シャツの販売の差し止め。
- 2 訴状別紙の被告イラスト目録のイラストを付随させた T シャツの在庫品の廃棄。
- 3 被告ホームページに謝罪広告文を1ヶ月、1回分掲載。
- 4 株式会社 Theta は原告に対し、著作物を侵害したとして不法行為に基づき、金500万円を損害賠償金として支払。
- 5 訴訟費用は被告の負担。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、自身のファッションブランド「*Flèche de lapin*」設立し、個人イラストレーターである原告が、訴状別紙の原告著作物目録のイラストを付随させた T シャツを製作し販売していた。一方、アパレルファッション大手企業である被告も、同時期に、訴状別紙の被告イラスト目録のイラストを付随させた T シャツを、製作し、販売していた。

原告は、被告イラスト目録のイラストは、原告著作物目録のイラストの複製権又は翻案権を侵害し、同一性保持権をも侵害する行為であり、無断転載ツイートを引用リツイートした行為は、公衆送信権及び氏名表示権の侵害であると主張して、被告に対し、上記の各請求を行う事案である。

2 争点

- (1) 本件イラストの「著作物」(2条1項1号)性の有無(争点1)
- (2) 被告による本件イラストに係る著作権侵害行為の有無(争点2)
(本件イラストの複製権侵害又は翻案権侵害の成否)
- (3) リツイート行為に係る著作権侵害又は著作者人格権の有無(争点3)
(リツイート行為の公衆送信権侵害又は氏名表示権侵害の成否)

3 当事者の主張

- (1) 争点1・本件イラストの「著作物」(2条1項1号)性の有無

【原告の主張の要旨】

原告イラストデザインは、①果物のさくらんぼ、②動物のウサギの頭部、③キューピッドが持つような矢、という3つの相互に直接関係性のないモチーフを使って1つの独特の世界観を表している点に特徴がある。現状は T シャツの柄として使っているが、原告イラストデザインは独創性に溢れた作品であり、法律上保護される「美術作品」である。よって原告イラストは著作物性が認められる。

【被告の主張の要旨】

ア 原告イラストは、①果物のさくらんぼ、②動物のウサギの頭部、③キューピッドが持つような矢という 3 つのモチーフによるデザインであるが、これは一般的によく使われるモチーフであり、あちこちで見かける極めて「ありふれた」デザインである。そのため、著作権法で保護されるような著作物ではないといえる。

イ 加えて、原告デザインは衣服といった「実用目的」の商品の柄であり、これは「応用美術」のカテゴリーにあるもので、ありふれたデザインであることから、著作権法の保護対象とはならない。

(2) 争点 2 ・被告による本件イラストに係る著作権侵害行為の有無

(本件イラストの複製権侵害又は翻案権侵害の成否)

【原告の主張の要旨】

ア 原告の本件デザインは、①果物のさくらんぼ、②動物のウサギの頭部、③キューピッドが持つような矢、という 3 つの相互に直接関係性のないモチーフを一体化したデザインで、1 つの独特の世界観を表している点に大きな特徴がある。しかも、本件デザインは、原告のデザインブランドである「Flèche de lapin」を象徴するデザインであり、原告のブランドとしては重要な作品になっている。

イ 一方、被告のデザインは、①果物のさくらんぼ、②動物の頭部、③キューピッドが持つような矢という 3 つのコンセプトをそのまま再現しているうえ、果汁が滴るような表現も共通していて、実質的には同一のデザイン、もしくは、本件デザインを無断利用した、翻案のデザインであると推認される。そのイラストデザインの T シャツを製造し、ホームページに掲載し、インターネットショッピングモールや、各実店舗等で販売する行為は、原告デザインの複製もしくは翻案であり、原告に対する著作権侵害である。

【被告の主張の要旨】

ア 原告の本件デザインは、①果物のさくらんぼ、②動物のウサギの頭部、③キューピッドが持つような矢、という 3 つのモチーフによるデザインからなるが、T シャツには、さくらんぼや動物のウサギ、キューピッドの矢といったモチーフは一般的によく使われるモチーフであり、あちこちで見かける、極めて「ありふれた」デザインである。そのため原告のデザインは著作権法で保護されるような著作物ではない。したがって、原告固有の作品として法律で守られていると言えず、権利侵害は起きてない。

イ 仮に原告固有の作品として著作権で保護されているとしても、原告の本件デザインと被告デザインを比較すると、①さくらんぼのつるがハート型を描いていること、②原告デザインとは色彩が異なること、③動物の頭部はウサギで

はなく熊であること、④矢のモチーフが原告デザインが下向きである一方、被告デザインは上向きであって、矢の根本のデザインも植物の葉をあしらい、原告デザインとは異なるデザインであること、⑤本件デザインにはない4つ目のモチーフとして、さくらんぼの片側がハート(心臓)のモチーフであること、⑥「*Flèche de lapin*」の文字標章はもとより組み合わせさっていないことなど、相違点が多数あり、原告デザインの複製もしくは翻案とはいえない。

(3) 争点3・リツイート行為に係る著作権侵害又は著作者人格権の有無
(リツイート行為の公衆送信権侵害又は氏名表示権侵害の成否)

【原告の主張の要旨】

ア 被告会社が行ったリツイート行為は、別アカウント(@ショップマニア)が投稿した原告の写真データを無断転載した盗作疑惑の趣旨のツイートをさらに拡散することとなり、原告の事務所に誹謗中傷の問い合わせが殺到し、通常業務に支障をきたす事態となった。

イ 被告会社が行ったリツイート行為による「公衆送信権」侵害、また、無断転載された写真では、著作権マーク・デザイナーである原告のサインがタイムライン上で閲覧出来なくなっていることから、「氏名表示権」を主張する。

【被告の主張の要旨】

ア 公式アカウントによって行ったリツイート行為は、デザインの盗作疑惑という不用意な投稿に対して、明確に反論することを目的としたものであり、無断転載された写真の拡散を助長したわけではない。

イ リツイート機能はツイッターの標準機能であり、元ツイートをそのまま転送しているだけであり、公衆送信の主体は元ツイートの投稿者である別アカウント(@ショップマニア)であり、被告会社公式アカウント者らは公衆送信の主体には該当しない。また、リツイートを行う際にこちらが意図的に著作権マーク・原告である西川さんのサインを消すための加工をしたわけではなく、リツイートによって画像の一部が表示されないのは仕方のないことである。ツイートの画像をクリックすれば著作権マーク・サインは問題なく閲覧可能であることから、氏名表示権侵害にはならない。

第3 当裁判所の判断

- 1 当事者間に争いのない事実、証拠資料及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が一応認められる。

ア 当事者

原告は、私立鼯鼠(ムササビ)美術大学に入学し2016年3月に同大学

を卒業した後、株式会社アルデバラン(ゲーム制作会社)に入社し、その後、同社を退社して、2019年頃から本格的にファッション・イラストレーターとしても活動している。2019年8月には自身のデザインブランド「*Flèche de lapin*」をリリースした。原告は、第61回学展全国学生アート&デザインアワード・特別奨励賞受賞及びJapan Fashion Illustrator's Association: JFIA Illustration Award2018 銀賞(Silver Award)を受賞した経歴を持つ。(甲第1号証)

被告、株式会社Thetaは、2000に設立されたアパレル会社で、国内300の店舗を展開、そのほか、インターネット上におけるショッピング・モデルの企画・製作・運営を行う株式会社である。(乙第1号証)。

イ 原告と原告側証人の関係

原告は、私立颯鼠(ムササビ)美術大学でのゼミにおいて、当時ゼミの先生であった原告側証人の藤岡蓮から優秀な生徒として可愛がられていた。その関係性は卒業後も続き、20代の女性に圧倒的人気のファッション雑誌「Bitter&Sweet」の編集長となった藤岡蓮は、1月号に原告のデザインブランド「*Flèche de lapin*」のTシャツデザインを掲載することにした。このおかげで原告は新進気鋭のイラストレーターとして話題となる。このTシャツデザインは大学在学中にゼミにおいて発表し、藤岡蓮から賞賛を得ていたデザインであった。

ウ 原告側証人と被告側証人の関係

被告側証人の煌喜ひかるも原告と同じく私立颯鼠(ムササビ)美術大学出身で、同じゼミに属していた。しかし、当時ゼミの先生であった原告側証人の藤岡蓮と上手いかず、途中でゼミを抜ける形となった。このときゼミの課題制作の発表で、有名だった原告の本件デザインに接する機会があった。

2 争点1 本件イラストの「著作物」(法2条1項1号)性の有無について

著作権法では、保護対象とする著作物の意義について、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」(同法2条1項1号)と定義している。

本件で争われる「美術の著作物」は、大きく分けて「純粋美術」と「応用美術」の2種類に分類されるが、「純粋美術」とは、たとえば、絵画や彫刻など、主として鑑賞を目的とするものと解されている。

他方、「応用美術」とは、純粋美術の対義語とされており、実用品との結合の美的創作物や、実用品の模様として利用される美的創作等を指し、「美術の著作物」に該当し得るかが問題となる。すなわち、原告イラストは、Tシャツという実用品である衣類に付されたイラストであり、応用美術の「実用品との

結合の美的創作物」として著作権法上の著作物として保護の対象となるかが問題となる。

この点、原告イラストは、①サクランボ、②動物の頭、③サクランボに射抜かれるキューピッドが持つような矢、の主に3つ要素で構成されており、これらの各要素には相互に直接の関連性はなく、原告による独自の表現上の特徴を有するものと認められる。したがって、ありきたりな表現とはいえ、思想または感情を創作的に表現したものであると解するのが相当である。

以上により、原告イラストは、表現上の特徴を有するところ、ありふれたものとはいえ、創作性が認められるから、「美術の著作物」とであると解される。

この点、被告は原告イラストが、Tシャツという衣類の量産品に付されていることから、応用美術の範疇に属し、著作権法上の保護を受けないものである旨主張するが、本件の原告側イラストが衣類に付されているからといって、その著作物性に影響を与えるものとは解されない。

したがって、原告イラストは著作権法上の「美術の著作物」に該当するといえることができ、Tシャツに付された原告イラストが応用美術に属することになるとしても、原告イラストの著作物性を否定することはできない。

3 争点2 複製又は翻案の成否について

(1) 複製権侵害(法21条)の成否

まず、複製権侵害の成否について検討する。著作権法の定めるところによれば、著作者は、その著作物を複製する権利を専有するとされているが(法21条)、ここにいう著作権の「複製」とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することをいうと解されている(法2条1項15号)。

本件においては、原告が原告イラストTシャツを発表する前から、被告会社とデザイン担当者であった被告側証人煌喜ひかるは、デザイン・コンセプトを固めていた。しかし、原告側証人藤岡の証言によると、本件の事実関係として、原告と被告側証人煌喜は大学において同じゼミに属し、被告側証人煌喜は原告がゼミの課題制作として発表した本件イラストの原案(色彩がモノクロのもの)に接する機会があったことが認められる。したがって、被告側証人煌喜は、同ゼミの課題制作発表の中で、原告が描いた本件イラストを見ていたことから、被告イラストの制作の際、これに依拠したことが推認される。

他方、原告イラストと被告イラストの同一性に関しては、i さくらんぼのモチーフ、ii 動物の頭部、iii 矢という3つのモチーフの構成要素は共通するものの、原告イラストが、①さくらんぼの一粒がうさぎの耳、②対となるもう一粒のさくらんぼは丸い形状、③矢はさくらんぼを下向きに突き刺して

いる、④さくらんぼのヘタがねじれていない通常の形状、⑤さくらんぼの実
は光沢感のある鮮やかな赤色であるのに対し、被告イラストは、①さくらん
ぼの一粒がくまの耳、②対となるもう一粒のさくらんぼはハートの形状、③
矢はさくらんぼを上向きに突き刺している、④さくらんぼのヘタが8の字に
ねじれている、⑤さくらんぼの実はマットなピンク色であることから、多く
の相違点が認められ、全体の印象は異なり、実質的同一性は否定される。し
たがって、被告は原告の複製権侵害は成立しないものと判断する。

(2) 翻案権侵害の成否

次に翻案権侵害についてであるが、翻案とは、既存の著作物に依拠し、
かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に増減、
変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これ
に接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することの
できる別の著作物を創作する行為をいう（江差追分事件最高裁判決同旨）。

本件において、原告イラストの本質的特徴部分は、①さくらんぼ、②さ
くらんぼの実に動物の耳、③さくらんぼが矢で射貫かれている構図、④鮮や
かな暖色系の色合いにあると考えられるところ、被告イラストはこれらの特
徴をすべて満たしている。

また、さくらんぼの実の形をハートにすることは、ファッションデザイ
ン業界の中ではありふれた手法であるといえ、本質的特徴とはいえず、実の
片方が動物の頭部であることに特徴があり、原告がウサギで被告がクマであ
るとしても、動物の種類までは本質的部分とは言い難い。したがって、さく
らんぼの実の形状やくまとうさぎの差異、矢の向きについての相違点もって
翻案が成立しない旨の被告の主張は採用できない。

したがって、被告イラストは、原告イラストの著作物の本質的な特徴を
直接感得することができ、翻案権侵害が成立する。

4 争点3 リツイート行為に係る著作権侵害又は著作者人格権侵害の有無 (リツイート行為の公衆送信権侵害(法23条1項)又は氏名表示権(法 19条1項)侵害の成否) について

(1) 公衆送信権侵害の成否

まず、公衆送信権侵害の成否について検討する(著作権法第23条)。

これは公衆によって直接受信されることを目的として、著作者が著作物の
送信を行うことができる権利である。

今回の事案では、原告の事務所写真データは、ネット上の氏名不詳者のア
カアカウント(@ショップマニア)から流通情報データが送信されている。自動公衆
送信の主体は、氏名不詳のアカウント(@ショップマニア)の保有者であると解
することが出来る。被告会社公式アカウントによって行われたリツイートと

いう行為によって受け手の範囲は拡大するが、それをもって自動公衆送信の主体であるとするのは、日本における著作権法の解釈として適切ではない。

したがって、被告会社公式アカウントのリツイート者らは、その主体に該当するとは認めがたく、原告の公衆送信権を侵害したとはいえない。

(2) 氏名表示権侵害の成否

次に、氏名表示権(著作権法第19条)についてだが、これは、著作者は著作物の原作品又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名又は変名を著作者名として表示し、又は表示しないこととする権利のことである。

今回の事案では、被告会社公式アカウントのタイムライン上に表示されている画像には、原告の氏名は表示されておらず、また、HTMLプログラムやCSSプログラム等の働きによって原告の氏名が表示されなくなったものと認められ、原告は著作物の公衆への提供又は提示の際における著作者名を表示する権利を侵害されたといえることができる。

したがって、本件の被告会社公式アカウントによるリツイートによって氏名表示権侵害が成立する。

5 結語

以上によれば、原告は、「本件イラスト」の著作者であり、著作権及び著作者人格権を有する。さらに被告は、原告の本件イラストの翻案行為を行ったのであり、翻案権侵害が成立する。また、被告のツイッターアカウントのタイムライン上には原告の氏名が表示されていない画像が示されているため、著作者人格権の氏名表示権を侵害しているといえる。したがって、上記の限りで、原告の請求は認められる。

よって、主文のとおり判決する。

令和3年11月3日

日本大学 神田三崎町地方裁判所民事 88 部

裁判長裁判官 久 住 愛 美

裁判官 岡 本 花 帆

裁判官 木 口 柚 葉

＜判決文要旨＞

主 文

- 1 被告は、別紙「被告イラスト目録」記載のイラストを翻案又は公衆送信してはならない。
- 2 被告は、別紙「被告イラスト目録」記載イラストを使用した別紙「被告 T シャツ目録」記載の商品を廃棄せよ。
- 3 被告は、別紙「写真の著作物目録」記載の写真に関する画像データを記録した記録媒体から、当該データを削除せよ。
- 4 被告は、原告に対し、金 4 0 0 万円および本件訴状送達の日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。
- 5 原告のその余の請求を棄却する。
- 6 訴訟費用は被告の負担とする。
- 7 この判決は、第 4 項に限り、仮に執行することができる。

理 由

・本件の争点

- (1) 本件イラストの「著作物」(法 2 条 1 項 1 号) 性の有無 (争点 1)
- (2) 被告による本件イラストに係る著作権侵害行為の有無 (争点 2)
(本件イラストの複製権侵害 (法 21 条) 又は翻案権侵害 (法 27 条) の成否)
- (3) リツイート行為に係る著作権侵害又は著作者人格権の有無 (争点 3)
(リツイート行為の公衆送信権侵害 (法 23 条 1 項) 又は氏名表示権 (法 19 条 1 項) 侵害の成否)

・当裁判所の判断

1. 争点 1 本件イラストの「著作物」(法 2 条 1 項 1 号) 性の有無について
著作権法では、保護対象とする著作物の意義について、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」(同法 2 条 1 項 1 号) と定義している。
本件で争われる「美術の著作物」は、大きく分けて「純粋美術」と「応用美術」の 2 種類に分類されるが、「純粋美術」とは、たとえば、絵画や彫刻など、

主として鑑賞を目的とするものと解されている。

他方、「応用美術」とは、純粹美術の対義語とされており、実用品との結合の美的創作物や、実用品の模様として利用される美的創作等を指し、「美術の著作物」に該当し得るかが問題となる。すなわち、原告イラストは、Tシャツという実用品である衣類に付されたイラストであり、応用美術の「実用品との結合の美的創作物」として著作権法上の著作物として保護の対象となるかが問題となる。

この点、原告イラストは、①サクランボ、②動物の頭、③サクランボに射抜かれるキューピッドが持つような矢、の主に3つ要素で構成されており、これらの各要素には相互に直接の関連性はなく、原告による独自の表現上の特徴を有するものと認められる。したがって、ありきたりな表現とはいえ、思想または感情を創作的に表現したものであると解するのが相当である。

以上により、原告イラストは、表現上の特徴を有するところ、ありふれたものとはいえ、創作性が認められるから、「美術の著作物」とであると解される。

この点、被告は原告イラストが、Tシャツという衣類の量産品に付されていることから、応用美術の範疇に属し、著作権法上の保護を受けないものである旨主張するが、本件の原告件イラストが衣類に付されているからといって、その著作物性に影響を与えるものとは解されない。

したがって、原告イラストは著作権法上の「美術の著作物」に該当するといえることができ、Tシャツに付された原告イラストが応用美術に属することになるとしても、原告イラストの著作物性を否定することはできない。

2. 争点2 複製又は翻案の成否について

(1) 複製権侵害(法21条)の成否

まず、複製権侵害の成否について検討する。著作権法の定めるところによれば、著作者は、その著作物を複製する権利を専有するとされているが(法21条)、ここにいう著作権の「複製」とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することをいうと解されている(法2条1項15号)。

本件においては、原告が原告イラストTシャツを発表する前から、被告会社とデザイン担当者であった被告側証人煌喜ひかるは、デザイン・コンセプトを固めていた。しかし、原告側証人藤岡の証言によると、本件の事実関係として、原告と被告側証人煌喜は大学において同じゼミに属し、被告側証人煌喜は原告がゼミの課題制作として発表した本件イラストの原案(色彩がモノクロのもの)に接する機会があったことが認められる。したがって、被告側証人煌喜は、同ゼミの課題制作発表の中で、原告が描いた本件イラストを

見ていたことから、被告イラストの制作の際、これに依拠したことが推認される。

他方、原告イラストと被告イラストの同一性に関しては、i さくらんぼのモチーフ、ii 動物の頭部、iii 矢という3つのモチーフの構成要素は共通するものの、原告イラストが、①さくらんぼの一粒がうさぎの耳、②対となるもう一粒のさくらんぼは丸い形状、③矢はさくらんぼを下向きに突き刺している、④さくらんぼのヘタがねじれていない通常の形状、⑤さくらんぼの実は光沢感のある鮮やかな赤色であるのに対し、被告イラストは、①さくらんぼの一粒がくまの耳、②対となるもう一粒のさくらんぼはハートの形状、③矢はさくらんぼを上向きに突き刺している、④さくらんぼのヘタが8の字にねじれている、⑤さくらんぼの実はマットなピンク色であることから、多くの相違点が認められ、全体の印象は異なり、実質的同一性は否定される。したがって、被告は原告の複製権侵害は成立しないものと判断する。

(2) 翻案権侵害の成否

次に翻案権侵害についてであるが、翻案とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう（江差追分事件最高裁判決同旨）。

本件において、原告イラストの本質的特徴部分は、①さくらんぼ、②さくらんぼの実に動物の耳、③さくらんぼが矢で射貫かれている構図、④鮮やかな暖色系の色合いにあると考えられるところ、被告イラストはこれらの特徴をすべて満たしている。

また、さくらんぼの実の形をハートにすることは、ファッションデザイン業界の中ではありふれた手法であるといえ、本質的特徴とはいえず、実の片方が動物の頭部であることに特徴があり、原告がウサギで被告がクマであるとしても、動物の種類までは本質的部分とはいえない。したがって、さくらんぼの実の形状やくまとうさぎの差異、矢の向きについての相違点をもって翻案が成立しない旨の被告の主張は採用できない。

したがって、被告イラストは、原告イラストの著作物の本質的な特徴を直接感得することができ、翻案権侵害が成立する。

3 争点3 リツイート行為に係る著作権侵害又は著作者人格権侵害の有無

(リツイート行為の公衆送信権侵害(法23条1項)又は氏名表示権(法19条1項)侵害の成否) について

(1) 公衆送信権侵害の成否

まず、公衆送信権侵害の成否について検討する(著作権法第 23 条)。

これは公衆によって直接受信されることを目的として、著作者が著作物の送信を行うことができる権利である。

今回の事案では、原告の事務所写真データは、ネット上の氏名不詳者のアカウント(@ショップマニア)から流通情報データが送信されている。自動公衆送信の主体は、氏名不詳のアカウント(@ショップマニア)の保有者であると解することができる。被告会社公式アカウントによって行われたリツイートという行為によって受け手の範囲は拡大するが、それをもって自動公衆送信の主体であるとするのは、日本における著作権法の解釈として適切ではない。

したがって、被告会社公式アカウントのリツイート者らは、その主体に該当するとは認めがたく、原告の公衆送信権を侵害したとはいえない。

(2) 氏名表示権侵害の成否

次に、氏名表示権(著作権法第 19 条)についてだが、これは、著作者は著作物の原作品又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名又は変名を著作者名として表示し、又は表示しないこととする権利のことである。

今回の事案では、被告会社公式アカウントのタイムライン上に表示されている画像には、原告の氏名は表示されておらず、また、HTML プログラムや CSS プログラム等の働きによって原告の氏名が表示されなくなったものと認められ、原告は著作物の公衆への提供又は提示の際における著作者名を表示する権利を侵害されたといえることができる。

したがって、本件の被告会社公式アカウントによるリツイートによって氏名表示権侵害が成立する。

4 結語

以上によれば、原告は、「本件イラスト」の著作者であり、著作権及び著作者人格権を有する。さらに被告は、原告の本件イラストの翻案行為を行ったのであり、翻案権侵害が成立する。また、被告のツイッターアカウントのタイムライン上には原告の氏名が表示されていない画像が示されているため、著作者人格権の氏名表示権を侵害しているといえる。したがって、上記の限りで、原告の請求は認められる。

よって、主文のとおり判決する。

令和 3 年 1 1 月 3 日

日本大学 神田三崎町地方裁判所民事 88 部

裁判長裁判官	久	住	愛	美
裁判官	岡	本	花	帆
裁判官	木	口	柚	葉